

【徳地地域】

避難生活場所となる施設で、避難情報等を発令した場合に開設する避難所の候補施設です。

まずは、自主避難の受け入れを対応している**徳地地域交流センター・分館**を開設します。

※自主避難の場合は、場所のみの提供となりますので、必要品（食糧、毛布等）をお持ちください。
次に対象地域の状況などを総合的に判断して、小中学校等を開設します。

※開設時には山口市から防災メール等でお知らせします。

山口市防災危機管理課 : 083-934-2723

令和4年11月14日現在

No	施 設		【災害適応種別】				
	名 称	所在地	洪 水	土 砂	高 潮	地 震	津 波
1	徳地地域交流センター	徳地堀1561-1	②	○	○	○	○
2	徳地体育館	徳地堀1537	—	—	○	○	○
3	徳地文化ホール	徳地堀1527-3	—	○	○	○	○
4	中央小学校	体育館	—	—	○	○	○
5		校舎	徳地堀1551	②	—	○	○
6	徳地中学校	体育館	—	○	○	○	○
7		校舎	徳地堀1606-1	—	○	○	○
8	山口県立防府高等学校佐波分校体育館	徳地堀2429	—	○	○	○	○
9	小古祖多目的集会所	徳地小古祖831	○	—	○	○	○
10	徳地地域交流センター八坂分館	徳地八坂975	—	○	○	○	○
11	八坂小学校	体育館	—	—	○	○	○
12		校舎	徳地八坂1226	②	—	○	○
13	やまぐちサッカー交流広場	体育館	—	○	○	○	○
14		クラブハウス	徳地船路890	—	○	○	○
15	やまぐちサッカー交流広場引谷体育館	体育館	徳地引谷1199	○	—	○	○
16	三谷交流センター	徳地三谷1461	○	—	○	○	○
17	徳地地域交流センター島地分館	徳地島地96-2	—	○	○	○	○
18	上村高齢者女性等活動促進センター	徳地上村534-1	—	○	○	○	○
19	島地小学校	体育館	—	—	○	○	○
20		校舎	徳地島地16	②	—	○	○
21	旧島地中学校	校舎	徳地島地43	②	—	○	○
22	藤木老人憩の家	徳地藤木142-2	○	—	○	—	○
23	徳地地域交流センター串分館	徳地鯖河内1629-1	○	—	○	○	○
24	串生活改善センター	徳地串660-1	○	—	○	○	○

25	串小学校	体育館	徳地鯖河内1421	<input type="radio"/>				
26		校舎		<input type="radio"/>				
27	遠内集会所		徳地串2034	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
28	徳地地域交流センター柚野分館		徳地野谷349-2	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
29	柚野地域活性化センター		徳地柚木2021	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
30	柚野木小学校	体育館	徳地柚木2018	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
31		校舎		<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
32	柚木老人憩の家		徳地柚木374-1	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
33	国立山口徳地青少年自然の家	管理棟	徳地船路668	<input type="radio"/>				
34		宿泊棟		<input type="radio"/>				

【災害適応種別について】

(風水害)

水防法第14条により県で公表された浸水深を基に記載。浸水深が0.5メートル未満のものは「○」とし、0.5メートル以上のものは「—」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。

(地 震)

昭和56年の建築基準法施行令改正以降に建築されたものは、一定の耐震基準を満たしているものと判断し「○」とし、改正以前に建築された施設で耐震性を有していない事が分かっている施設については「—」としている。同一施設内に改正以前と以降に建築された建物が混在しているものについても「—」としている。ただし昭和56年の改正以前に建築されたものでも、耐震診断を行い、耐震性を有している事がわかっているものについては「○」としている。(なお、調査データが無いものは空欄としている。)

(土 砂)

県が指定した土砂災害警戒区域等に施設がある場合は「—」とし、該当しない場合は「○」としている。

(高 潮)

高潮ハザードマップを基に記載。少しでも浸水する場合は「—」とし、浸水の恐れの無い場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。また、想定している台風による高潮の恐れが無いと思われる場合も「○」としている。ただし、データ等がない地域については、過去の災害履歴等から判断し記載している。

(津 波)

山口県津波浸水想定図を基に記載。少しでも浸水する場合は「—」とし、浸水の恐れの無い場合は「○」としている。ただし浸水する場合でも2階以上が避難場所として利用できる場合は「②」または「③」としている。